

保育所等入所に関する確認書

※下記内容をご確認いただき、裏面保護者署名欄にご署名ください。

7

①	保育所等保育を実施する施設は、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんの「保育が必要な事由」がある場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。 原則として、仕事が休みで保育が必要な事由がない日は、ご家庭での保育をお願いします。また、仕事を理由に保育所等をご利用している場合には、勤務終了後には速やかにお迎えをお願いします。
②	保育の必要性の認定で示された時間（保育標準時間・保育短時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です。実際の利用時間は、ご家庭の状況等に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえ決定します。
③	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定および決定を取り消します。
④	保育所の入園については、原則1日入所、末日退園となります。
⑤	2か月に1回以上登園がない場合、退園していただきます。
⑥	申込書や提出書類の内容で不明な点について、ご家庭や職場に電話等で確認をする場合があります。また、入所申込調査書にご記入された内容は、利用されている発育・発達に関する相談室や教室等と情報を連携し、保育所等へ提供することがあります。入所希望の申込みから決定までの流れ及び注意事項を必ずご確認ください。（利用案内11～18ページ）
⑦	入所申込の有効期間は同一年度内（4月～翌年3月）となります。翌年度（4月以降）は、改めて申込みが必要です。
⑧	入所が保留となった方への入所保留通知の送付は初回の利用調整のみとなります。翌月以降も継続して利用調整を行います。引き続き入所が保留となった場合は通知いたしません。
⑨	申込中（保留中）に入所の必要がなくなった場合は、速やかに平塚市役所保育課へご連絡ください。
⑩	申込時に不足の書類がある場合は、各月締切日までに提出ください。締切日を過ぎて提出された書類は、次回以降の利用調整で有効となります。（利用案内11ページ）
⑪	各家庭の状況（就労、求職、疾病、出産等）により利用調整を行いますが、保育所等の状況により、すぐに入所することができない場合があります。希望園は1園のみでも申込みできますが、複数園を希望されることをお勧めします。希望園の追加や変更、希望順の変更をする場合は、各月締切日までに保育所（園）等申込変更申請書を窓口又は電子申請にてご提出ください。電話での受付はできません。 認定こども園を希望される場合は、入園料・制服代等別途諸費用がかかる場合があります。詳細は各認定こども園へご確認ください。
⑫	入所後には、お子さんが保育所等に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間は、お子さんによって個人差がありますが、約2～4週間程度かかります。なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。
⑬	住所、氏名及び家族構成等に変更があった場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書」（以下、「教育・保育給付認定変更申請書」という。）をご提出ください。 また、再婚等で新しい保護者と同居する場合等は、その新しい保護者の保育が必要な事由を証明するための書類をご提出ください。（利用案内8ページ）
⑭	離婚調停中の方で、手続きが終結した場合は速やかに平塚市役所保育課にご連絡のうえ、関係書類をご提出ください。
⑮	家族構成等に変更があった際は、保育料等が変更となる可能性があります。その場合、保育料を決定するための書類を別途ご提出いただく場合があります。なお、当該年度はさかのぼって保育料を変更いたしません。
⑯	保育所等に在籍中に退職し、保育を必要とする理由を求職活動に変更する場合、退職月の月末までに保育課に連絡の上、「教育・保育給付認定変更申請書」と「退職日証明書類（離職票の写し等）」をご提出ください。 退職後、求職活動を理由に保育所等を継続利用できる期間は3か月間です。3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」及び「教育・保育認定変更申請書」をご提出ください。「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分は月単位の変更となります。月途中での変更や過去にさかのぼっての変更はできません。期限までに就労先が見つからない場合には退所となります。
⑰	退職等、保育の必要な事由が無くなった場合や引っ越し等により保育所等を退所することが確定した場合は、退所予定月の10日までに退所届を平塚市役所保育課へご提出ください。また、退所予定月の10日以降に退所が判明した場合には、速やかに平塚市役所保育課へご連絡のうえ、退所届をご提出ください。

裏面あり

⑮	就労等の理由で入所し、その後、出産の予定が生じた場合は、出産予定日を確認後、母子健康手帳の写し〔保護者氏名・生年月日と分娩予定日が記載されているページ〕（※平塚市交付の母子手帳の場合１ページと４ページ）をご提出ください。提出する際は、余白に保育園に在園中のお子さまのお名前・生年月日をご記入ください。出産予定月の前月から数えて４か月間は継続入所が可能となります。（例：１０月出産予定→９月～１２月末までは「出産」のために保育所等を入所継続が可能） 出産要件の期間終了後も継続して入所を希望する場合には、期間終了までに改めて保育が必要な理由を証明するための書類をご提出ください。（利用案内８ページ）
⑯	入所を希望するお子さんと同一世帯の中に、既に保育所等以外の施設を利用している就学前のお子さんがある場合、年齢の高いお子さんから数え、２人目以降の保育料を軽減します。詳細は、利用案内９ページにてご確認ください。
⑰	保育料は必ず期限までに納付してください（納入期限は毎月末日です）。保育料の月額、都合により登園されなかった場合の日割り計算はいたしません。保育料を滞納した場合、滞納処分の対象となります。
⑱	市民税額が未確定（令和６年９月～令和７年８月の保育料は令和６年度市民税額、令和７年９月～令和８年８月の保育料は令和７年度市民税額を基に算定）の場合には、最高額で保育料を請求いたします。市民税額が確定後にさかのぼって当該年度までを限度として保育料を変更しますが、変更には時間がかかる場合があります。未申告等により市民税が確定していない場合は速やかに税申告の手続きを行ってください。 国外から転入された方で、国外在留時に収入があった場合は収入を証明する書類が必要になります。
㉑	保育料及び副食材料費は「口座振替」の利用を推奨しております。（引き落とし日は毎月末日です。）「口座振替依頼書」の提出をお願いします。なお、上の子が入所している等の理由により、既に口座登録が済んでいても再度登録の手続きが必要となる場合があります。
㉒	平塚市内の保育所等に在籍中で、平塚市外に転出する場合、就労(学)先が平塚市内になれば継続して入所することができません(平塚市内に住居登録している、若しくは、平塚市内に就労先があることが必要です)。ただし、５歳児クラスの児童の場合は保護者の就労(学)先問わず入所継続が可能です。在園継続をご希望の場合は、転出前に保育課までご連絡ください。
㉓	平塚市で保育所等に入所申込中の方が、平塚市外に転出した場合、申込は取下げとなります。再度申込みを希望する場合は、転出先の自治体で改めてお手続きが必要です(平塚市内に月に６０時間以上の就労(学)先があることが必要です)。
㉔	「妊娠・出産」要件について 「妊娠・出産」要件で保育所等利用希望が可能な期間は、出産予定月の前月から数えて４か月間です。 ※予定月よりも出産月が遅れた場合はご連絡ください。 育児休業を取得する場合、生まれたお子さんが１歳になる月末までは継続して入所することが可能です。 期間終了日までに「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。
㉕	「求職活動」要件について 入所した月を含めて３か月以内に就労を開始し「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。期限までに就労が開始できない場合には退所となります。
㉖	「就労先が内定している」状況での申込について 就労開始後に再度「就労証明書」をご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、就労予定先で働けなくなった場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。
㉗	「育児休業中」での申込について 入所翌月の１５日までに職場へ復帰し、入所翌月末までに「就労証明書」をご提出ください。 ※証明日が復職年月日以降のものをご提出ください。 保育所等の入所が内定したが、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。また、出産をする予定があっても、保育所等への入所が内定した場合職場への復帰が必要となります（例：７月出産予定で４月に保育所等に入所が内定した場合は、５月１５日までに復帰）。入所日の翌月１５日までに、申込時に提出した「就労証明書」と同等の時間で就労を開始しない場合、退所していただくことになります。
㉘	小規模保育事業所を卒園する際、連携施設以外の施設に転園を希望することはできません。連携施設以外の施設に入所を希望する場合は、新規申込が必要となります。
保護者署名欄	本確認票に記載された各事項を確認いたしました。 年 月 日 保護者氏名